

一関地区広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する規則

令和2年4月1日

一関地区広域行政組合規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、一関地区広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和2年一関地区広域行政組合条例第1号。以下「条例」という。）第2条において準用する一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年一関市条例第35号）の規定に基づき、会計年度任用職員（条例第1条に規定する会計年度任用職員をいう。）の給料その他の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 会計年度任用職員の給料その他の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関しては、一関市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年一関市規則第19号の2）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。